

鴨川市遠距離通学費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第1号

鴨川市遠距離通学費補助金交付規則の一部を改正する規則

鴨川市遠距離通学費補助金交付規則（平成17年鴨川市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第40条第1項又は第49条の規定により教育事務の全部又は一部が本市に委託されていること。

第2条第2項第4号を削る。

別表中

「

河岸坂上停留所以遠の区域 大山千枚田入口停留所以遠の区域	定期乗車券又は回数乗車券の購入及び 払戻しに要する費用の額
小湊区域 内浦区域 清澄区域 四方木区域 君津市黄和田畑区域 君津市蔵玉区域	定期乗車券又は回数乗車券の購入及び 払戻しに要する費用の額

を

「

河岸坂上停留所以遠の区域 大山千枚田入口停留所以遠の区域	定期乗車券の購入及び払戻し並びに通 学用乗車券の精算に要する費用の額
小湊区域 内浦区域	定期乗車券の購入及び払戻し並びに通 学用乗車券の精算に要する費用の額

に

改め、同表バスの部天津小湊小学校の項を削り、同表備考第1項中「又は回数乗車券」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴨川市遠距離通学費補助金交付規則の規定は、令和6年度の遠距離通学費補助金から適用する。